

第75回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成28年8月9日(火) 14時00分～15時30分
2. 場 所 神戸市役所 4号館1階本部員会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員(敬称略・五十音順)
荒川雅行、大井義規、門野隆弘、北川学、柴田眞里、竹内由美、玉置久、千木良悦子、
中川丈久、灘本明代、西村裕三、藤浪芳子
 - (2) 実施機関の職員
保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課担当課長
こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課担当課長
住宅都市局住宅部住宅政策課長
住宅都市局住宅部住宅管理課長
ほか
 - (3) 事務局の職員
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス課長、企画調整局情報化推進部 ICT 計画
推進担当課長 ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①国民健康保険システムへの情報項目の追加について
 - ②母子保健情報システムのこうべ健康いきいきサポートシステムへの移行について
 - ③給与計算システムの構築について
 - ④住宅新築資金等貸付金償還事務に係るシステムの再構築について
 - ⑤神戸市営住宅総合管理システムの改修及び情報項目の追加について

5. 議事要旨

(1) 審 議

①国民健康保険システムへの情報項目の追加について

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課から、国民健康保険システムへの情報項目の追加について、第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 それではただいまの説明・資料につきまして、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。
- 委 員 この案件に限ってではないのですが、マイナンバーを入れるというのは、自然に芋づる式に、性別とか生年月日などのデータが付いてくると思うんですけども、こういうのは削除項目にはならないのでしょうか。住所とかは変わるかもしれないですけども、生年月日とか性別とかは、変わることはないと思いますので、既存システムから削除して、マイナンバーから芋づる式に持ってくるわけではないのでしょうか。
- 国保年金医療課 既存システム上は、今ご指摘のありました住記の基本情報、住所、性別、生年月日というものは、各システムで保有はしております。
- 委 員 二重で持っているということですか。
- 国保年金医療課 マイナンバーも持っておりますし、性別等もデータベース上では管理をされております。
- 委 員 マイナンバー導入に当たって、二重で持っているものを、統合して、既存システムのを削除したりということはないのでしょうか。
- 国保年金医療課 既存システム上にこのたびマイナンバーを保有させていただきたいということを諮問させていただいておりますので、元々持っております性別ですとか、名前もそうですけれども、そういったものは削除はされません。
- 委 員 二重で持っているということは、いいのでしょうか。あまり好ましくないかなとも思ったのですが、このシステムだけの話ではないので。
- 事 務 局 このたび番号法で定められた各事業ですが、法定されております。その

法定された事務につきまして、福祉関係、医療関係等ございますけれども、限定されております。その限定された情報を、各地方公共団体が保有しているわけですが、この度の番号法の制定の趣旨といたしますのが、たとえば所得情報はどうなのかといったような、他都市との連携の中で必要とされる情報を、本来であれば本人から添付書類の中で確認するというのが常なんですけれども、そういったところを合理的にやっというというのが元々の趣旨でございまして、ですから既存の事務事業があって、加えてマイナンバーを取得していく、という、そういった形の中で、今後平成29年7月以降といわれていますけれども、他の地方公共団体との連携を閉域ネットワークを通じて行っていくということが、今後、事務事業として行われていくということになっております。

○委員 二重に保有していることになるのではないかと、というご質問なのですが。

○委員 いま、確認のためとのことでしたので、二重に持つということは通常、データ統合としては好ましくないのですけれども、今まで窓口で本人確認していたのを、それを簡素化するためにマイナンバーを使って確認するという説明で、了解しました。

○委員 他にいかがでしょうか。何かお気づきの点はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、答申の方向性ですけれども、ただいまの説明にもありましたように、「国民健康保険システムへの情報項目の追加」につきましては、番号法に定められた事務を実施するにあたり、「制度個人番号」及び「統合宛名番号」を国民健康保険システムで管理するため、情報項目を追加して電子計算機処理を行うことは、特定個人情報の正確性や同期性を確保するために不可欠であると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、当審議会の意見としては、「妥当である」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

②母子保健情報システムのこうべ健康いきいきサポートシステムへの移行について

こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課から、母子保健情報システムのこうべ健康いきいきサポートシステムへの移行について、第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議

会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、質問等ございましたら、お願いします。

○委員 特にご意見ございませんでしょうか。それぞれ別々にシステム化するときに、当審議会の承認を得ているということですがけれども、それを一元化する、ということですね。

○子ども家庭支援課 はい。予防衛生課が別のシステムで使っている「こうべ健康いきいきサポートシステム」の中に、入れさせていただくということになっております。乳幼児期のデータから成人期に至るまで一元的に管理できるように、成人のほうで使っているシステムに移行する、という形になります。

○委員 他にございませんでしょうか。いわば、出生から亡くなるまでのデータを一元的に管理しようということでしょうか。

○子ども家庭支援課 はい。

○委員 特にご意見ございませんでしたら、答申の方向性を取りまとめたいと思います。

「母子保健情報システムのこうべ健康いきいきサポートシステムへの移行」につきましては、母子保健情報を、予防接種情報、成人健診情報等と同一のシステム内で運用することにより、迅速かつ安全な情報連携が可能となるとともに、乳幼児期から成人期までのデータを一元的に蓄積・分析することで、疾病に至るリスク要因の究明や将来の健康課題への予防策策定が可能となり、公益に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、当審議会の意見としては、「妥当である」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

③給与計算システムの構築について

子ども家庭局子ども企画育成部子ども家庭支援課から、給与計算システムの構築について、第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明・資料等につきまして、ご質問等がございましたらお願

いします。

- 委員 　　子ども家庭局で、情報を一括して、それを区に渡しているのですか。
- 子ども家庭支援課 　　子ども家庭局で勤怠管理は一元化しているといいますか、各区の健診医師や看護師等の勤務状況を全て、子ども家庭局で把握していますので、そこで管理して給与をお支払いする、という仕組みになっております。
- 委員 　　今もそうなのですか。区で支払うのではないのですか。
- 子ども家庭支援課 　　はい。本庁からお支払いしています。
- 委員 　　他にご質問はございませんでしょうか。セキュリティ面等では、特に問題ありませんでしょうか。
- 委員 　　給与の計算システムですよね。これをみると、氏名から賃金・報酬額に至るまで、個人情報電子計算機処理されるわけですが、このデータはどのように入力するのですか。端末から入れるのでしょうか。リンクはしないのでしょうか。
- 子ども家庭支援課 　　他のシステムとは、線では全くつながっておりませんでして、健診会場等で書類ベースでとったものを、手入力しています。
- 委員 　　分かりました。そうすると、このシステムそのものは他とリンクするということはほとんどなくて、今回、アクセスログも備えたような、エクセルからワンランクアップして充実を図る、ということですね。このシステム自体は問題ないと思います。
- 委員 　　それでは、答申の方向性をまとめたいと思います。
「給与計算システムの構築」につきましては、個人番号関係事務である、乳幼児健診の出務者及び新生児訪問指導員にかかる賃金・報酬支払い事務において、外部のネットワークから分離した事務処理システムを構築・運用することは、制度個人番号の取扱い等におけるセキュリティを強化し、事務の効率性、正確性の向上を図るもので、公益に資するものと認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、当審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

④住宅新築資金等貸付金償還事務に係るシステムの再構築について

住宅都市局住宅部住宅政策課から、住宅新築資金等貸付金償還事務に係るシステムの再構築について、第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明・資料等につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○委員 5ページの図の薄い黄色の部分が「住宅政策課」ということで、これは課内のネットワークのようなものなのですよ。NASの中にシステムを収納して、本当の意味での専用線のようなもので、統合管理PCがアクセスできるようになっていると。

○住宅政策課 はい。

○委員 この上の、外側につながっているのは、どういう形態なのでしょう。

○住宅政策課 これは、市役所の情報化ネットワークということで、情報系連携SVといいますのは、情報化推進部が有している市全体の、我々職員が一般に接続している、イントラの基になっているものです。財務会計システムは、情報系連携SVから降りてくる、通常は統合管理PCで収入・支出等を行うシステムになります。

○委員 ここで点線で描かれているというのは、間に入っているという意味ですか。それとも住宅政策課から出て行っているのは、サービスにぶら下がっているのではなくて、この財務会計システムというものの中を通すということでしょうか。

○住宅政策課 このシステムの中でデータのやりとり、受信と送信を行うということです。

○委員 そうすると論理的には財務会計システムの中に入っているんですけども、具体的には別のところであって、という感じですね。

- 住宅政策課 財務会計システムといいますのは、特にこの住宅貸付システムとの直接の関係はなくて、一般会計の収入・支出を全て行うソフト・システムになっていますので、そちらのほうは情報化推進部で統括している、市の統一的なシステムとなっております、統合管理PCからしかアクセスできないということになっております。
- 委員 そういうことですね。財務会計システムの、ある意味、下にぶらさがっているような形ですね。
- 住宅政策課 はい。財務会計システムを利用しようとするれば、統合管理PCからしかアクセスできないということで、他のPCをつないでも受け付けられないということになります。
- 委員 外向きには財務会計システムにつながっていると。内向きにはNASしか見れないと。
- 住宅政策課 そういう形になっております。
- 委員 他にはご質問ございませんでしょうか。
- 委員 これは、住宅政策課以外の財務会計システムにアクセスできる人も、見ることができるようになっているのでしょうか。
- 住宅政策課 住宅政策課には15台の統合管理PCがありまして、そのうち住宅支援係の、この業務の担当の5名のPCのみが、このシステムにアクセスできるようになっております。住宅政策課の他の10名はアクセスできないと。NASにはアクセスできますが、このソフトにはアクセスできないということになっております。他課は、もちろんアクセスできません。課内LANでございますので。
- 委員 統合管理PCにアクセスできるのが、その5名だけということですか。
- 住宅政策課 住宅政策課というくくりで、図中の薄い黄色でお示ししていますけれども、この中には15台の統合管理PCがございますが、NASには15台ともアクセスできますが、NAS内のこのシステムには、制限をかけておりますので、1～5の特定のPCしかアクセスできないということになっております。ですから他課からこのシステムへはアクセスできません

し、同じ課内でも1～5以外のPCでアクセスすることはできないようになっております。

- 委員 その特定のPC5台に入ることができるのは5人だけですか。
- 住宅政策課 はい。個人用のICで識別するのと、NAS側でこのシステムへ5台のPCのみがアクセスできるように制限をかけている、また、このシステム用のID・パスワードを別に割り当てています。
- 委員 統合管理PC自体が、ファイアーウォールではないですが、似たような役割をしていると。
- 住宅政策課 そうなります。
- 委員 他に何か、ご意見ございませんでしょうか。では、この諮問案件につきまして、答申の方向性をとりまとめたいと思います。
- 「住宅新築資金等貸付金償還事務に係るシステムの再構築」につきましては、平成28年度末にホストコンピュータが廃止されること、及び現行システムの専用パソコンのリース契約が終了することから、新たに統合管理PCを利用した貸付金償還の収入管理と滞納管理を行うシステムに再構築するということです。これにつきましては、迅速かつ適正な債権管理の観点から不可欠であると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であるとのことですので、当審議会の意見としては「妥当である」といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。

⑤神戸市営住宅総合管理システムの改修及び情報項目の追加について

住宅都市局住宅部住宅管理課から、神戸市営住宅総合管理システムの改修及び情報項目の追加について、条例第9条（利用及び提供の制限）及び第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明・資料等につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。
- 委員 追加データ項目のひとつに、国籍地域コードがありますが、その理由と

して、ゴミ出しなどのトラブルが挙げられているのですが、実際、外国籍、日本語が十分理解できない方が市営住宅に住まれるにあたって、他にはどのようなトラブルが起こっているのか、ご説明いただけませんかでしょうか。

○住宅管理課 市営住宅の入居につきましては、市内在住・在勤という要件がございますが、それを満たしておりましたら、外国籍の方でも入居できるということになっております。実際に、市営住宅には外国籍の方が入居されていますが、日本人の入居者の方から、このところ苦情が度々寄せられているという現状がございます。いちばんは、ここに挙げましたゴミ出し等のマナーにつきまして、ご存じないために、共同生活の妨げになるというようなことがございます。他には、遅い時間に騒音があるとか、入居者以外の方が部屋に入られて、同様に騒音が、というようなことがございます。そのようなことにつきまして、国籍による条項がございませんので、入居されることを妨げることはできません。ですから、我々管理する側といたしましては、入居の際、または入居されておられる、国籍が日本と異なる方に対して、マナーについて徹底していくと。もちろん、分かってマナーを破っているという方ばかりではなく、マナー自体をご存じないがために、そういう事態になっているということもよくあるものと思われまますので、そういったケースを今後改善していきたい、と考えております。

○委員 ゴミ出しに関してはちょっと複雑な部分もあって、外国籍の方に限らず日本の方でも、ルール通りされていないということも、よくあることなんですけれども、その辺で、本当にそういった外国籍の方がルールを破っているのか、検証が非常に難しいという部分もあるかと思うのですけれども、その点の確認というのはどのようにされているのでしょうか。

○住宅管理課 マナーを破っているから、という指導の仕方ではなく、一般的な情報提供としてさせていただきたいと考えておりますが、団地になりますと、入居者の目が厳しいところでございます。外国籍の方については、日本の入居者の方はより厳しい目で見ているところもありまして、ゴミ出し等につきましては、きっちり見ておられて、こういうことがあったと、通報があるというのが現状でございます。

○委員 そういう通報があることで、入居を妨げるようなといいますか、退去を

願うというようなことは、あるのでしょうか。

- 住宅管理課 迷惑行為がひどいというような場合には、退去を求めるといってございしますが、ゴミ出しのマナー程度で退去という事例は、今のところございません。当然、迷惑行為については、我々が指導をするところから始めて、それでも従わない場合に、最終的に退去となっておりますので、いまは指導の段階から入っていきたいと考えております。
- 委員 「転入前住所地名」と「転入前住所地方書」というのは、具体的にどのようなものなのですか。言葉になじみがないもので。
- 区政振興課 住民基本台帳自体が、現在お住まいになっている所の管理だけではなく、それ以前にお住まいになっていた所がどこかという、住所の履歴を管理することになっております。自治体毎に住民票は管理することになっておりますので、神戸市内で転居されたという履歴は、全て持っているんですけども、それ以前の転入前住所、前自治体はどこですかという管理をするとともに、転出した後の住所、どこの自治体に行かれましたという管理もしております。神戸市内で動かされた場合の、直近の住所は「前住所」という形で持っているんですけども、単純に「前住所」では、前に住まれていた市の、課税情報の土地の特定ができませんので、「前住所」以外に「転入前住所」、他都市で住んでいたときの住所を別途必ず把握しています。その住所を見ることで、課税する特定ができますので、所得情報を必要とする業務において、「転入前住所」地の役所に所得情報を提供してもらうよう要請する、ということになります。住所につきましては「～町～通」、それから「～丁目」という町丁目のほかに、「～番地」「～番～号」という記載があるんですけども、そこまでを一般的に「住所」というのですが、集合住宅等がかなり増えておりますので、それだけでは個人の住所を特定できないということがありまして、総務省から、集合住宅等につきましては、号室等についても必ず聞くように努めなさい、ということになっておりまして、「～マンション～号室」であったり、若しくは、ここに住まわれている方に同居をさせて頂いている方が、「～様方」という記載をすることで、正しく住所を把握できたり、郵便物が届くように管理しなさい、ということになっております。その付随情報の部分を、一般的には方書「かたがき」というんですけども、住所と共に把握しております。

- 委員 上が普通の住所で、下が付随情報ということですね。
- 住宅管理課 はい。
- 委員 他にいかがですか。
- 委員 個人情報の保護のところ、前の案件では、端末を操作できる職員を限定しているとか、そのパソコンでしか閲覧できないという記載になっていますが、この案件では限定もなく、誰でも見ることができるのでしょうか。また、「過剰の利用が見受けられる場合は、データ利用責任者に対して利用状況の報告を求める」と、なじみのない表現がありますので、趣旨を教えてもらえませんかでしょうか。
- 住宅管理課 操作者に関しては、先ほどの住宅政策課と同様でして、操作者にはICカードを渡しまして、システムに登録しまして、そのICカードとパスワードでなければシステムにはログインできないようになっています。「過剰な利用」につきましては、例えば夜の12時まで使っていたとか、ほとんど人がいないような時間帯に過剰に利用していたかどうかまで把握できることになっておりまして、ないとは思いますが、個人情報を印刷して持ち出していないか、といったチェックで使わせていただいています。
- 委員 裏返せば、そのようなことが過去にあったということでしょうか。
- 住宅管理課 我々のところではそのようなことはないんですけども、操作者といえますか、このシステム自体が、指定管理者という民間事業者が窓口になっておりますので、念には念を、ということでこのような仕組みを入れさせていただいています。
- 委員 他には何か、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
- では、答申の方向性についてまとめたいと思いますが、個人番号利用事務である、市営住宅等の管理に関する事務について、神戸市営住宅総合管理システムを共通基盤システムと接続するよう改修し、他部局と情報連携を行うことは、入居審査等における申込者の負担を軽減するものであると認められます。また、入居者にかかる国籍情報を取得して外国人

入居者向けに母国語による説明文を提供することは、市営住宅等における円滑な日常生活をサポートするもので、ともに市民サービスの向上に資すると認められます。さらに、個人情報の保護措置も徹底されるということですので、本件につきましては、「妥当である」という結論にいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

○委員 以上で、本日予定されていました諮問案件につきましては、すべて審議が終了しました。全部で6件の諮問がございましたけれども、市長への答申文につきましては、全て「妥当」という結論が出ておりますので、文言等の調整につきましては、私に一任いただいてもよろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

○委員 では、そのようにさせていただきます。それでは、これをもちまして、第75回 神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。